

◎新潟県告示第213号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1S-LSD）及びその塩類
- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン（通称名：MPT、M e t h y l p r o p y l t r y p t a m i n e）及びその塩類
- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：P r o t o n i t a z e p y n e、N-P y r r o l i d i n o p r o t o n i t a z e n e）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和7年3月6日